

子ども

税

児童手当

凡例 日時 場所・会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ 検索 ページ番号 検索 FAX ファクス メール 託児あり 主催 共催 注意事項

### 5月の公立保育園 地域交流事業

市内在住の保育園に在園していない乳幼児(保護者同伴) → 保育幼稚園課(内465)

保育園 ☎(042)	きて・みて・あそぼ!
こくぶんじ ☎322-0211	10日(火)10時~11時 保育園のおもちゃで遊ぼう 定5組
ひかり ☎575-7237	10日(火)9時30分~10時30分頃 お庭で遊ぼう 対0歳~2歳児 定各年齢1組
恋ヶ窪 ☎321-0465	9日(月)9時45分~11時頃 園庭開放 定7組

参加希望日の2週間前~前日の月~金曜日10時~16時に電話または直接実施保育園へ※先着順  
園庭開放の際は園児が遊んでいる場合があります/雨天や新型コロナウイルス感染症の拡大状況で中止になる場合があります/発熱などがある場合は参加をお断りします

#### 活動時間

月	時間(午後)
4月~9月	3時~5時45分
10月~令和5年2月	3時~4時45分
令和5年3月	3時~5時15分

※時期・状況により、変更となる場合があります

業務内容 放課後子どもプランに  
活動中に指導者の過失で賠償責任を負った場合や、指導者自身に事故が発生した場合に保険金が支払われます。  
保険期間 5月20日(金)午後4時~令和5年5月20日(金)午後4時  
市内で活動している青少年育成団体の指導者  
無料  
5月13日(金)までに加入申請書を直接または郵送(必着)で〒185-8501子ども若者計画課(市役所第2庁舎)へ  
申請書等配布 4月15日(金)から同課で市HPからダウンロード可  
子ども若者計画課(内390)

#### 放課後子どもプラン 協働活動サポーター募集

放課後子どもプランでは、小学生の居場所を提供しています。一緒に子どもたちの安全で安心な居場所づくりに関わってみませんか。  
場五小  
期間 令和5年3月31日(金)まで(予定)  
市内在住・在勤の18歳以上(高校生を除く)で、月々金曜日の左表の時間に活動できる方※活動日は応相談

参加する児童の見守り、準備・片付けなど  
定10人程度  
謝礼金 1千円/時間  
申電話で社会教育課へ※選考あり  
↓社会教育課 ☎042-574-4044  
青少年育成団体指導者 保険制度加入者募集  
活動中に指導者の過失で賠償責任を負った場合や、指導者自身に事故が発生した場合に保険金が支払われます。  
保険期間 5月20日(金)午後4時~令和5年5月20日(金)午後4時  
市内で活動している青少年育成団体の指導者  
無料  
5月13日(金)までに加入申請書を直接または郵送(必着)で〒185-8501子ども若者計画課(市役所第2庁舎)へ  
申請書等配布 4月15日(金)から同課で市HPからダウンロード可  
子ども若者計画課(内390)

### 後期高齢者医療制度

## 令和4・5年度の保険料率が決定

後期高齢者医療制度では、皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担分(1割または3割)を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただいています。残りの約5割は公費(国・都・市区町村)から、約4割は現役世代からの支援金で負担しています。  
被保険者1人当たりの保険料の算出方法は下記のとおりです。令和4・5年度の均等割額は昨年度の44,100円から46,400円に、所得割額を計算する際の所得割率は昨年度の8.72%から9.49%に改定しました。  
なお、所得の低い方などに対する保険料軽減措置は引き続き行います。  
※令和4年度後期高齢者医療保険料決定通知は7月下旬頃郵送予定

被保険者1人当たりの保険料の算出方法

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(限度額66万円) = 被保険者1人当たり 46,400円 + 賦課のもととなる所得金額(\*) × 所得割率 9.49%

(\*)前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額※雑損失の繰越控除額は控除しません

→保険年金課(内319)

### 子どもたちからの 人権メッセージ集をご覧ください

本市の小学生からのメッセージも掲載しています。市HP 検索10 27752から、子どもたちの思いのこもった力作をご覧ください。  
多摩東人権擁護委員協議会事務局 ☎(042) 335-4753(東京法務局府中支局内)  
→人権平和課 ☎(042) 573-4378

### ぴかりこひろば

5月13日(金) 午前10時~11時  
ぴかりシアター

定3組 申5月2日(月)~12日(木)の月~金曜日(祝日を除く)午前10時~午後4時に電話または直接ひかり保育園 ☎(042) 575-7237へ※先着順

### 恋こいプレイルーム

5月23日(月) 午前9時45分~11時頃  
リトミック

定10組 申5月9日(月)~20日(金)の月~金曜日(祝日を除く)午前10時~午後4時に電話または直接恋ヶ窪保育園 ☎(042) 321-0465へ※先着順

■共通事項 対末就学児

→保育幼稚園課(内465)

## 児童に関する手当・医療費助成制度

各種手当などを受給するには、申請が必要です。所得制限や手当額・支給開始月など詳しくは、お問い合わせください。

名称	概要
児童手当(特例給付)	対象 0歳~中学3年生の児童を養育している家庭※所得制限あり 支給金額 0歳~3歳未満=15,000円/月、3歳~中学生=10,000円/月(支給月=2月・6月・10月) ※第3子以降の小学校終了前児童=15,000円/月(児童の順位は18歳に達した最初の3月31日までの児童から数えます) ※所得制限を超えた場合(特例給付)=5,000円/月
乳幼児医療費助成制度	対象 小学校就学前の児童 助成内容 医療費(保険診療の自己負担分を助成。食事療養標準負担額を除く)
義務教育就学児医療費助成制度	対象 小学1年生~中学3年生の児童※小学4年生から所得制限あり(令和4年10月から中学生までの所得制限は撤廃) 助成内容 医療費(保険診療の自己負担分を助成。食事療養標準負担額を除く) ※通院1回につき、自己負担額から上限200円を控除した額を助成(調剤・訪問看護・入院は無料)
児童扶養手当	対象 18歳に達した最初の3月31日までの児童(一定の障害のある方は20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭※所得制限あり 支給金額 第1子=10,160円~43,070円/月、第2子=5,090円~10,170円/月加算、第3子以降=3,050円~6,100円/月加算(支給月=1月・3月・5月・7月・9月・11月)
児童育成手当	対象 18歳に達した最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭※所得制限あり 支給金額 児童1人=13,500円/月(支給月=2月・6月・10月)
ひとり親家庭等医療費助成制度	対象 18歳に達した最初の3月31日までの児童(一定の障害のある方は20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭※所得制限あり 助成内容 医療費(保険診療の自己負担分を助成。食事療養標準負担額と生活療養負担額は除く)※市民税課税世帯は自己負担分のうち1割負担あり
特別児童扶養手当	対象 20歳未満の心身に障害(①身体障害者手帳1~3級程度②愛の手帳1~3級程度③①②と同程度の疾病または身体・精神の障害(指定の診断書の提出が必要))がある児童を養育している家庭※所得制限あり 支給金額 1級認定児=52,400円/月、2級認定児=34,900円/月(支給月=4月・8月・11月)
児童育成手当(障害)	対象 20歳未満の心身に障害(①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1~3級程度③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症)がある児童を養育している家庭※所得制限あり 支給金額 児童1人=15,500円/月(支給月=2月・6月・10月)
心身障害児童福祉手当	対象 20歳未満の心身に障害(①身体障害者手帳1~4級程度②愛の手帳1~4級程度)がある児童を養育している家庭※児童育成手当(障害)との併給はできません 支給金額 児童1人=5,400円/月(支給月=3月・6月・9月・12月)

### 児童育成手当・障害手当の申請受け付け

5月2日(月)から、令和4年度児童育成手当・障害手当の申請受け付けを開始します。手当は申請月の翌月から支給します。現在手当を受けている方は、申請不要です。  
ひとり親家庭、障害のある児童を養育している保護者で令和3年分の所得が所得制限限度額未満の方(下表参照)  
申請者名義の銀行口座番号が分かるもの○児童育成手当申請者は戸籍謄本(全部事項証明書)※本籍地が本市の方は省略可○障害手当申請者は愛の手帳1~3度または身体障害者手帳1・2級所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人以上	扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算

※老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき25万円を加算/令和3年分の源泉徴収票は給与所得控除後の金額、令和3年分確定申告書は所得金額の合計欄で確認してください/総所得から社会保険料控除(一律8万円)を引いた金額を上表と比較してください。また、次の控除がある場合は所得から控除することができます  
対象控除・控除額 雑損・医療費・小規模企業共済掛金・特別配偶者控除の相当額、給与所得・公的年金等の所得がある場合はその合計金額から10万円、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦(夫)控除27万円、ひとり親控除35万円、勤労学生控除27万円  
※詳しくは子ども子育て支援課へ

### 児童手当制度が改正

○児童手当現況届の提出が原則不要になります。提出が必要な方には別途ご案内します  
○所得が基準額以上の世帯は、児童手当が受けられなくなります  
詳しくは市HP 検索1012493をご覧ください  
→子ども子育て支援課(内378)